



亞墨利加國條約並稅則

全

720
6981
5



亞墨利加國條約并祝則

取信小書... 日本大... 岩瀨肥後守小令... 合衆國大總統... 亞墨利加合衆國...



亞墨利加合衆國大總統



帝國大日本大君と亞墨利加合衆國大統領と親睦の意欲堅く一旦永續せしめんためり友國の人民貿易の通する事と處置し其交際し厚からん事欲するに親及び貿易の條約を取結ぶ事欲す日本大君ハ其事に井上佐濃守岩瀨肥後守小令し合衆國大統領ハ日本に美誠なる亞墨利加合衆國にコンシユルゼ子ラール

官名

トウンセントハルリス名人小命一双方委任此書
執照應して下文の條に於合議決定に

第一條

向後日本大君と亞墨利加合衆國と世々親睦あり
應一

日本政府ハ華盛頓に居留する政事に預る役人ヲ
任一又合衆國の各港の内小居留する諸取締に後

人及び貿易の事務を司る役人と任まべし其政事に
預る役人及び預まらる取締の役人と合衆國に到
着の日より其國の部内ヲ旅行すべし

合衆國の大統領ハ江戸に居留するチプロマチーキア
ケント官名任一又此約書に載する亞墨利加人民

貿易のしるしに關する日本の各港の内小居留する
るコンシユル官名又とコンシユライルアゲント官名等任

まべし其日本に居留するデプロマチーキアгент
毎にコンシユルセ子ラールを職務執行し時より日本
國の部内を旅行する免許あるべし

第二條

日本國と歐羅巴中の或る國との間小若障り起る
時ハ日本政府の囑に應し合衆國の大統領和親の
媒となりて扱ふべし

合衆國の軍艦大洋ふては遇する日本船ハ公平な
る友睦の取斗らひのべし且亞墨利加コンシユル
の居留する港に日本船の入る事あらハ其各國の
規定よりて友睦の取斗らひのべし

第三條

下田箱館の港の外次めし所の場所をたし其限
より開くべし

神奈川

午二月より九月月の後より

西洋紀元千八百廿九年
七月四日

長崎

日改

日改

新

日改九十月月の後より

千八百六十年
一月一日

兵

日改九十月月の後より

千八百六十二年
一月一日

若新瀉港河開き難き事あらハ其代りとして

日新並後ふ於て一港河別ふ機ふべし

神奈川港河開く後六月おして下田港ハ損ふべし

け巻條の内お載する各地ハ亞墨利加人に居るを

許さべし居るの者ハ一箇の地を價と出して借り

又其所お建物何れハ是と買ふ事妨なく且住宅倉

庫と建る事とも許すべしともおまきと建るに

託して要害の場所と取建る事ハ改して成さるべし

け旋と堅くせんともお其建物を新築改造修補る

とまらる事何ん時ハ日本役人是と見分まらる事

南越る處

亞墨利加人建物のと老不借り海の一筆の場所毎
小港の定則ハ各港の役人と亞墨利加コンシユル
と議定まべし若議定志がこき時ハ其事件と日本
政府と亞墨利加チプロマチーキアгентト示して
安置せしむべし其居留場の周圍ハ門墻を設きて
出入自在おまべし

江戸

千二月より千四十四月の後より

千八百六十二年
一月一日

大坂

同前九十六ヶ月の後より

千八百六十二年
一月一日

右二ヶ所ハ亞墨利加人只高賣と為る間ハのこ
留まる事と得べしけ支所の町おいて亞墨利加
人建家と價と以て借る處き相当ある一區の場所
毎お散歩すべし規程ハ追て日本役人と亞墨利加
のチプロマチーキアгентトと議定まべし

双方の國人不扱と賣買する事総て障りなく其拂
方等に自てハ日本役人是に之合ハ以諸日本人亞
墨利加人より得たる品と賣買ハ或ハ所持する俱
不妨なり

軍用の諸物ハ日本役所の外一賣べしを外國人
互の取引ハ互搦ある事なり一以テ條ハ條約を書
智世海の上ハ日本國內へふれしにべし

米并小麦ハ日本逗留の亞墨利加人并小船乗組
する者及び船中旅客食料の爲の用意ハ亦亦とも
積荷として輸出する事と許さし

日本産する所の銅鉛分あれば日本役所より其時
公けの入れを以て拂ひ渡さし

在留の亞墨利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に
充る事と許さし

第四條

總て國地より輸入輸出の品は別冊の通日本役所
運上と納むべし

日本の運上所より荷主申立の價と好ありと察せ
る時ハ運上後より相當の價と付其荷物を買入る
事と後述にべし荷主も是と否む時ハ運上所より
付する價より従て運上と納むべし兼えたる時ハ其

價と以て直に買上べし

合衆國海軍用薬の品神奈川長浜箱館の内に陸揚
し庫内より移めて亞墨利加番人守護するものと運
上れ沙汰に及らば若其品を賣拂ふ時ハ買入る人
より規定の運上と日本役所へ納むべし阿片の輸
入嚴禁より若亞墨利加高船三斤以上と持渡らば
其分量の品ハ日本役所へ取上べし

輸入の荷物定例の運上納海の上ハ日本人より國
中に輸送をとも別ニ運上と取立る事なく亞墨利
加人輸入する荷物ハ條約ニ定めたるよう海分
の運上と納る事なく又日本船及ハ他國の高船ハ
テ外國より輸入せる同一荷物の運上言と同極さ
るる

第八條

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種數の同量と以て通
用をべし
金ハ金銀ハ銀と量目と
以て比較する可し
双方の國人互に物價と償ふ日本と外國との貨
幣並用ゆる妨なく

日本人外國の貨幣に慣をされハ開港の後凡一ヶ年
の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加
人於次才引留渡をべし向後轉替の定め分割と出

すに及を以日本諸貨幣の 相續を輸出せる事を得
其外國の金銀の貨幣も鑄るも鑄さるも輸出せ
べし

第六條

日本人不對一法を犯せる亞墨利加人の亞墨利加
コンシユル裁判所にて吟味の上亞墨利加に法度と
以て罰せしむ一亞墨利加人一對一法を犯したる日

本人の日本没人の上日本の法度を以て罰すべし
日本を以て亞墨利加コンシユル裁判所ハ双方商人
連債等の事とも公けし取扱ふべし
於て條約中の規定を別冊に記せる所の法則と
犯すに於てハコンシユル一連し取上り各事
科ハ日本没人一渡すべし
支那の没人の双方商民取引の事にて是接する

る

第七條

日本開港の場所におきて亞墨利加人控分の規程
左の如し

神奈川 六ヶ川筋と限り、其他の各地方九十里

箱館 各地方九十里

兵庫

系船と距り事十里の地ハ亞墨利加人入るる禁ハ其地方を
除き各地方十里且兵庫にある船の乗組人の權名川より
海灣迄の川筋と城へより

船て里數ハ各港の寄附所又ハ所用所より陸路の

程度あり

一里ハ亞墨利加の口千二百七十八マイルト
日本の九三十三町に十八百一尺或寸五分に當ル

長濱 其周圍にある濟科所と限るとし

新潟ハ治定の上境界所定むべし

亞墨利加人重立する悪事ありて裁断と法又ハ不

身持ふて再び裁断に委せらるる者ハ居留の場所

より一里外に出べし其者等ハ日本寄附所より

國地退去の條と其地在留の亞墨利加コンシユルニ連
モベー

其者とも諸引合等其新系にコンシユル乳海此上
退去の期限於條の條ハコンシユルより申立に依て相
叶ハベーを其期限ハ變して一十年を越スル

第八條

日本にある亞墨利加人自らの其國の宗法と云ハル
拜堂と居留場の内ニ置も障りなく其其建物を
破壊シ亞墨利加人宗法と自ら念まる所妨る事
亞墨利加人日本人の堂宮と毀傷する事多く又變
して日本神佛の礼教と妨げ神佛像毀る事
あつて
双方の人民互に宗旨は存ての事論あつて日
本長濱没取において踏繪の仕來りハ既ハ廢せり

第九條

亞墨利加コンシユルの刑に依て却て出奔人并に裁
許の場より逃去し者として捕又ハコンシユル捕一置さ
る罪人と獄に繋ぐ事許さる一且陸地並に船中に
ある亞墨利加人並に不法と戒め規則と遵守せしむ
るに依りコンシユル中立次方助力をせし一右等の諸入
費並に刑に依て日本の獄に繋ぎしる者の雜費ハ

却て亞墨利加コンシユルより償ふべし

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船高船鯨漁船大砲
軍用銃並に兵器の類其他要需の諸物と買入れ又
ハ製作と能ハ其國の學者海陸軍法の士諸科
の職人并に船夫と雇ふ事之の條に依るべし
却て日本政府注文の諸物并に合衆國より輸送し

雇入る亞墨利加人の瓦交多く本國より瓦送くる
合衆國親交の國と日本國万一戦争ある間の軍中
制禁のふく合衆國より輸出せし且武事を扱ふ令
ハ瓦送くるさるべし

第十一條

此條約に添ふる高法の別冊ハ本書同板双方の片
民互小遵守すべし

第十二條

安政元年寅三月三日

即千八百五十四年
三月三十一日

神奈川におゐて

取替ふる條約の中此條より齟齬をる廉ハ取用

る以同四年己五月廿六日

即千八百五十七年
六月十七日

卜田において

取替ふる約書ハ此條約中不悉せらるる依りて取

換べし

日本貴友又ハ委任の役人と日本に來れる合衆國

のデプロマチーキアケントとけ條約の規則并に別冊
此條と全仗せしむるため必要をへき所の規律等
條判と遂くべし

第十三條

今より凡百七十一ヶ月の後 即千八百七十二年七月四日 双方政府の
存意と以て支國の内より壹ヶ年並に通達しけ條
約并に神奈川條約の内存し並くヶ條及びけ書に

依る別冊にもに双方委任の後人實驗の上條判
と并し補ひ或は改る事を得べし

第十四條

右條約の趣ハ来る未年六月五日 即千八百五十九年七月四日 以上
執りしべし日限或は其以前までも都合次第ハ
日本政府より使節と以て亞墨利加華盛頓府にお
いて本書と取替まべし若し附系子細ありてけ期

限中本書取替一海にとも條約の極ハハ期限より
執りおべー

本條約ハ日本よりハ大君の濟名と奥平と署一
高官の者名を記一平と個一を院と一合衆國より
ハ大統領自ら名を記一セケレターリスフハンスタート
官ともれ自ら名を記一合衆國の平と珍一を院と
名ともれ自ら名を記一合衆國の平と珍一を院と
まべーを日本語英語蘭語よて本書写ともれ口通

と書一其譯文ハ何きも同義ありとソ一とも蘭文
譯文を以て院據となはべーハ取極のさり安政五
年午六月十九日 即午八百五十八年亞墨利加 江戸府
合衆國獨立の八十三年七月廿九日
おいて前に載る支國の役人等名を記一綱平
まらもの也

井上信濃守 氏 押

日本開きしる港くおわるて亞墨利加高民貿易
の章程

第一則

日本開港の場所へ亞墨利加高船入津次才二十四

時中 亞墨利加の四十八時
但日曜日を除く 小船又ハ改立する者より日本

役所へ亞墨利加コンシユルの請取の書付と呈おし下

け請取書ハ亞墨利加國の控通總する船目録其

外の書類と亞墨利加コンシユルへ領けする傳取

書なり

其者とも其船の発出書が出れば

右へ入津の船の名其船の仕おし場の湊の名

噸數船司或は既立する者の名乗來る旅人の名

船組おし一船の船組人數が總するものにして

書面の通相違なく旨を船司或は既立する者

奥書いし一往據として商人の名前を總する

ものなり

同時し其船積荷の告書と後所し領くべし

右に其荷物の簿牒を番付目録其入目録等

送状し總し通し寫し荷物引傳先の人々の

名を記せるものなり

船中用意の取扱の目録も告書へ加ふべし

但船中用意の不も書面の通相違を以て各船司

又ハ改定するもの奥書一其名前所記を以て

ハ告書の文面相違の廉日本十二時

亞墨利加の二十四時
但日曜日を除く

中にハ附改るに於いてハ是科の沙汰に及ハ以若

其期限後より書改るに又ハ告書に書入れざる

に於いてハ十五ドルラルの是科を日本没所より納むべし

積荷惣目録告書中ハ載ざる不致陸揚するに於

いてハ其不ニ重の運上取日本没所より納むべし

船司或ハ改定するもの入港の自數納方前書の於

限ハ後より時ハ是科として一日怠る毎に六十ド

ルラルの是科を日本没所より納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船

軍艦ハ
除く

ハ運上取

改の役人案組まする候商船なるべし

米組のものともハ右役人ニ對シ不致せし丁寧に
取扱いし一船中で故丈相當の用使せむべし
夜中ハ日本役所より許るくして荷卸せむべし
為揚船船々出入口荷物仕荷並戸口ヨリ口とも夜中
ハ日本役人錠と卸し或ハ下封し或ハ五締強
し並べし第一許しなく是と用き又ハ錠下封と破
り不物と引出等のものハ其犯せる人こと以六十ドル

ラルのと料と日本役所ニ取立べし

日本役所ハ商船の出入書と出さるくして為卸しに
或ハ其事と謀るおくハ次のと條不定なる通に押

一日本役所ニ取上べし

為物の中積為目録不載なるおくと取隠し並收納
と減せんと仕組する者ハ其不と日本役所不取上べし

日本の開くさる港不て密賣買とあるすハ勿論仕

組有る亞墨利加船其船と日本役所取上の上
犯せるよとにふドルラルのる料と納むべし
修復のより入津の船ハ運上る積荷と陸揚し
日本役所一領るべしととも飛補作事其番
人等の諸入用ハ相當の償と出さべし
若其荷物の内と賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定の通
日本役所運上と納むべし

積荷と同港内の他船一移し時ハ日本役人見分の上
事情明白小相分り免状と請る上の定の運上る
阿片の輸入嚴禁より然る密商し又其事を謀る
軍ハ阿片一斤ごとに十五ドルラルのる料と日本役
所納むべし其組合の人數の多あり拍らまけ法
と納てまべし

第三則

品物と送る爲に又ハ引渡先の者より入津の爲物
と陸揚せんとする者の其積荷の瓦出書と日本役
所に出るべし

此書面の荷主又ハ引渡人の名前積送るに
の名爲物の簿牒番付其積荷の斤数石高每
斤の代料と認めしむる言と其書付の末に認むべし
都て此瓦出書付の持主又引渡人認る偽るき價

と申立る書面にて日本役所の規定とされたる限
り爲物なきは據として銘々名簿と記さるべし
右に通積荷目録瓦出等の書類日本役所より瓦出右
書付引合せ積荷用名簿等取廻海返は不扱とも日
本役所の取らざるべし
日本役人右に通瓦出する爲物の内或ハ惣体と定
式の通改むべし

若運上役所より引上げ改る事ある時ハ輸入人の失
費相掛以て故丈不物の損せざる様より改海の
上も素の如く取扱末まへに在る相方格外時日と
費さざるべし

若主或ハ輸入人銘く持受の不改海役所より引渡
さざる以前輸入の途中

日本役所へ引出さるる
以前の事とす

破壊損傷

の如くハ附くときハ商人より其後運上役所へ中

立其不取扱ハ職業の廉潔あるもの商人以上出會
直組りさせ其荷物とに損一言を歩割し記し
其簿牒番教ともに記書に相認込べしを日本役人
立合もて直組人等名を記すべし右の記札兼く持
系の引出書一添書の内を引落すべしを條約
中四ヶ條の取扱の通運上役所にて取扱ハ事故
障あるべし

諸運上納海の後運上没所より陸揚不苦免許
状と渡さるべし不物渡方ハ運上没所亦ても船中に
ても其者の致し任じべし

輸出に極りたる荷物の船小輸送する前度小運上
没所へ船名荷物の簿牒番付入言ハ数量目姓合
算ハ代料と記せる免出書付と出し書面の通御信
るさ由と輸出人等證據ととし其名前認むべし

運上没所へ免出し以前船中へ積込る荷物毎々
運上没所へ免出し海の上禁制の品と竊ふる積の
内へ有るハ改の上日本没所へ取上べし
船中尚用し不又ハ乗組旅客の尚用衣類等ハ運
上没所へ免出さるべし

第四則

出港手数を免出船ハ日本十二時
亞墨利加 二十四時 前小運上

設所く申立べし期限中に右の數運くせざるは
取扱ふの勿論とすべし右の數止る事ある日本
設人より船司又ハ改立する者其船荷の取引
人等其後中渡し亞墨利加コンシユル中遊びべし
合衆國の軍艦ハ入港出港運上船の數及ハ其
運上設人等々番兵等々構ふ事なるし

合衆國飛脚のための蒸氣船ハ入港出港此の數と
一日小しし日本以上陸より旅客等外
若書云出し書面の數ありしとも何と度
亦ても入港の度ここに出港入港の數ハ
薪水食料等用立の事入港の鯨漁船或ハ雜船ハ
其積荷の若書と出さるしとも若其積荷と賣
拂ふと形ふときハ中一則の通定式輸入の數と
いふべし税則等々條約書中に船と留るものハ

シキツプバルクブリツキスクー子ルスルーフ蒸氣船等と信
てりふなり

第五則

日本運上役所の規則不達ひする偽名出
積荷目録と出—毎一號書に名番と記せる葉ハ
其犯まらるとに百二十ドルの是科と日本役所不
納むべ—

第六則

噸税ハ日本開港の場所よかゝて亞墨利加高船よ
り取立まるとしともたゞ規定の通其地との運上
役所と納むべ—

吾船の入港手數付

十五ドル

吾船の出港手數付

七ドル

其の免状付

七ドル

場所と健固快と付

をドルラル也

其外の各書と付

をドルラル也

第七則

惣て日本開港の場所と陸揚する物およびたゞ運
上目録に從ひ其地の運上役所と租税を納むべし

第一類

貨幣に造りたる金銀及び造りたる金銀高用

の衣服

家賊及び高賣のしるしにせざる書籍

何れも日本居留のしるし来る者の所持のし

る限るべし

右とありハ運上るべし

第二類

凡て船の造込綱具修復或ハ船装のしるし用もの

おく鯨漁具の類

塩漬食物の諸類

パン等よパンの粉

生する畜獣類

石炭

家と造るゝもの材木糸紐蒸気の器械

トタン鉛錫生絲

右をいふ分の運上と納むべし

第三類

初て蒸溜或ハ醸し種々の製法にて造りしる

一切の酒類

右ハ之割入分の運上と納むべし

第四類

凡て糸條を巻するおくハ何れも寄るに或割の

運上納むべし金銀貨幣及び棹廻の外
日本産の物積荷として輸出する時ハ五分
の運上を納むべし

右ハ神奈川開港後八年より刻り日本役人より
税制次第入港出港の税則を再改定すべし

安政六年己未六月

芝津町目

岡田屋嘉七

日本橋通町目

須永屋新三郎

馬喰町目

菊屋孝三郎

日本橋通町目

須永屋茂三郎

日本橋通町目

山城屋伝三郎

運上河納むへー金銀

日本産の物積高と

の運上を納むへー

石八神奈川河港後入年

河川次第入港出港の規則

横山町三丁目

和泉屋金蔵門

芝字田川町

和泉屋吉三郎

下谷比之端仲町

岡村屋庄助

本石町十軒店

播磨屋勝太郎

浅草茅町三丁目

須永屋伴八

寛政六年三月六日

